えるときは0.04とする。

α　財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.52未満の都道府県にあつては1、0.52以上0.69未満の都道府県にあつては2/3、0.69以上0.85未満の都道府県にあつては1/3。ただし、平成30年地域再生省令改正省令の施行の日前に新設され、又は増設された設備に係る不均一課税については、財政力要件の判定に用いた財政力指数が0.47未満の都道府県にあつては1、0.47以上0.63未満の都道府県にあつては2/3、0.63以上0.78未満の都道府県にあつては1/3とする。

三　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×0.0105×α＋Ｍ×0.007875×α＋Ｎ×0.00525×α＋Ｏ×（0.0105－Ｐ×0.75）×α＋Ｑ×（0.0105－Ｒ×0.75）×α＋Ｓ×（0.0105－Ｔ×0.75）×α

算式の符号

Ａ　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものを除く。

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

Ｃ　当該都道府県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

Ｄ　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

Ｅ　当該都道府県がＤに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条及び特定農山村法第16条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、

三　固定資産税

第二十七条第一号から第三号までの区分ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

算式

Ａ×0.0105＋Ｂ×（0.0105－Ｃ×0.75）＋Ｄ×（0.0105－Ｅ×0.75）＋Ｆ×（0.0105－Ｇ×0.75）＋Ｈ×（0.0105－Ｉ×0.75）＋Ｊ×（0.0105－Ｋ×0.75）＋Ｌ×（0.0105－Ｍ×0.75）×α＋Ｎ×（0.0105－Ｏ×0.75）×α＋Ｐ×（0.0105－Ｑ×0.75）×α

算式の符号

Ａ　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

Ｂ　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。）。ただし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条、半島振興法第17条、リゾート法第９条、関西学研法第11条、多極法第14条、山村振興法第14条、地方拠点法第12条、特定農山村法第16条、ベイエリア法第14条、原発等立地地域振興法第10条及び地域再生法第17条の６の規定（以下この条及び次条において「不均一課税の特例規定」と総称する。）の適用を受けるものに係るものにあつては、その適用の初年度に係るものに限る。

Ｃ　当該都道府県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

Ｄ　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

Ｅ　当該都道府県がＤに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条及び特定農山村法第16条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものにあつては当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

Ｆ　算式の符号中Ｄに同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三